

第43期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

第43期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

株式会社システナ

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の役職員が法令および定款を遵守した行動をとるために、経営理念、社員心得および行動規範を定める。代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ロ. 当社グループは、「内部通報制度運用規程」を定め、内部通報制度により、法令違反その他不正行為の早期発見および是正を図るとともに、内部通報者の保護を行う。
- ハ. 代表取締役は、コンプライアンスに関する統括責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。管理本部はコンプライアンス担当部として、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
- ニ. 監査役および内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の整備の状況を監査し、法令および定款に違反する問題の有無およびその内容を代表取締役および取締役会に報告する。コンプライアンス上の問題が発生した場合には、重大性に応じて、代表取締役または取締役会が再発防止策を決定し、全社的にその内容を周知徹底する。
- ホ. 代表取締役、監査役、監査法人は定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、代表取締役は定期的に取締役会にその結果を報告する。
- ヘ. 従業員の法令・定款違反行為についてはコンプライアンス担当部から人事担当取締役に処分を求め、役員の法令・定款違反については代表取締役が取締役会に具体的な処分を答申する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「稟議規程」、「文書管理規程」等の既存の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 代表取締役は、管理本部担当取締役を全社のリスク管理に関する統括責任者に任命する。リスク管理統括責任者は、各部門担当取締役とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、「経理規程」、「販売管理規程」、「与信管理規程」、「プロジェクト管理規程」、「ソフトウェア管理規程」等の既存の諸規程に加え、必要なリスク管理に関する規程の策定にあたる。
- ロ. 管理本部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ハ. 内部監査室は当社グループ各部門のリスク管理の状況を監査し、代表取締役に報告する。代表取締役は、内部監査の結果をもとに、リスク管理統括責任者に対し全社のリスク管理の進捗状況をレビューさせるとともに、定期的に取締役会に報告させ、取締役会において改善策を審議・決定する。
- ニ. 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループのコンティンジェンシー・プランである「事業継続計画（BCP）」を策定し、役職員に周知する。

④当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」等の諸規程において、各責任者およびその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を構築するとともに、子会社にてこれに準拠した体制を構築させる。

そのうえで、以下の管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

イ. 職務権限・意思決定ルール の策定

ロ. 効率的なプロジェクト管理・運営のための事業推進会議の設置

ハ. 会社運営等重要方針並びに重要な業務執行に関する取締役会の意思決定の諮問機関として取締役、執行役員および部門長を構成員とする経営会議の設置

ニ. 取締役会による原則3事業年度を期間とするグループ中期事業計画の策定、中期事業計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施

ホ. 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. 当社が月1回開催する経営会議において、子会社の代表取締役に対し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を義務付ける。

ロ. 子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当社への速やかな報告を義務付ける。

⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特長を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備する。

ロ. 「関係会社管理規程」に基づき、経営管理室が関係会社の状況に応じて必要な管理を行うとともに、当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、それぞれ担当する子会社を適切に管理する。

ハ. 取締役は当社グループの取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当社グループの業務執行状況を監査する。

ニ. 内部監査室は、当社グループの業務全般にわたる内部監査を実施し、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役は、経営管理室所属の従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、当該従業員は監査役の指揮命令に従わなければならない。

ロ. 監査役から監査業務に必要な補助を求められた経営管理室所属の従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

ハ. 監査役から監査業務に必要な補助を求められた経営管理室所属の従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役に相談し、意見を求め、同意を得るものとする。

⑧取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役に報告すべき事項は監査役会規則に定め、取締役および使用人は次の事項を報告することとする。

- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ロ. 重大な法令・定款違反
- ハ. 経営会議で決議された事項
- ニ. 毎月の経営状況として重要な事項
- ホ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ヘ. その他コンプライアンス上重要な事項

⑨子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- イ. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。
- ロ. 内部監査室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ハ. 管理本部は、当社グループの役職員からの内部通報が発生した場合、当社監査役に対して報告する。

⑩監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの内部通報制度運用規程において、当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。

⑪監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ロ. 監査役による各業務執行取締役および重要な使用人に対する個別のヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査役が判断する場合は別途）設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

⑬財務報告の適正性を確保するための体制の整備

- イ. 財務報告を適正に行うため、当基本方針に基づく経理業務に関する規定および手順等を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ロ. 内部監査室は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要のあるときは、速やかに代表取締役および監査役に報告するとともに、当該部門はその対策を講じる。

⑭反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- イ. 当社は、企業や市民社会の秩序に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを拒絶し、利益の供与は絶対に行わないことを基本方針とし、その旨を「行動規範」に明記し、全役職員に対し周知徹底を図る。
- ロ. 反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、管理本部が警察・弁護士をはじめ外部の専門機関と緊密に連携を図りながら統括部署として対応する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスへの取り組みについて

当社グループの役職員が、法令および社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底させるために、経営理念、行動基準、社員心得および行動規範を定め、入社時研修の他、毎月開催される経営会議では、代表取締役から経営幹部へ繰り返しその精神を伝えております。社内通報体制については、「内部通報制度運用規程」を定め、各種の内部通報・相談窓口を設けております。法令違反その他不正行為等に関する内部通報窓口の他、代表取締役への目安箱やハラスメントの対応窓口、インサイダー取引防止のための自社株売買に関する相談窓口、人事評価や配属等に関する相談窓口、上司に相談しづらい、仕事や会社に関する「今」や「将来」の悩み等の解決に向けて個人面談を行う「キャリアサポート相談窓口」など、社員向けに各種相談窓口を設置し、法令・企業倫理などに対する違反行為を早期に発見し、是正することで健全な経営の維持に努めております。なお、当事業年度においては、内部通報が1件あり、注意・警告書等による指導・改善に繋がっております。

当社は2017年から「システナ健康宣言」を掲げ、従業員の健康増進への様々な取り組みを推進しており、その結果、優良な健康経営を実践している大規模法人を顕彰する「健康経営優良法人 2025（大規模法人部門）※1」に認定されました。また、昨年に続き、スポーツ庁より従業員の健康増進のためにスポーツ活動の促進に積極的に取り組む企業として「スポーツエールカンパニー2025※2」に認定され、この度の認定は5年連続での認定となり、「Bronze（ブロンズ）」に初認定されました。これらの取り組みは継続して従業員の活力や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上に繋がるものと期待されます。

内部監査室では、「金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性」、「安全保障輸出管理規程の遵守」、「稼働時間（受注状況の確認を含む）」、「外注」の監査を定期的 to 実施し、監査結果を代表取締役および監査役に報告しております。代表取締役、監査役、監査法人、内部監査人は随時情報の共有に努めております。

※1 「健康経営優良法人2025」とは、経済産業省と日本健康会議が共同で認定を行う制度であり、今回の大規模法人部門では3,400法人が認定されましたが、当社は同部門にて2018年から8年連続で認定されております。なお、上位500法人に冠される「ホワイト500」の取得は過去6回となります。

※2 「スポーツエールカンパニー2025」には1,491社が認定されております。（2017年認定217社、2018年認定347社、2019年認定533社、2021年認定623社、2022年認定685社、2023年認定915社、2024年認定1,246社）

②リスク管理について

管理本部担当取締役が代表取締役から任命されて、全社のリスク管理に関する統括責任者となっております。統括責任者が各事業本部長と共にカテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、「経理規程」、「販売管理規程」、「与信管理規程」、「プロジェクト管理規程」、「ソフトウェア管理規程」等の規程の策定にあっております。また、以前から認証を取得しておりました「ISO9001（品質管理）」、「ISO14001（環境保護）」、「ISO/IEC27001（情報セキュリティ）」、「JISQ15001（プライバシーマーク）」の目標を当社事業目標とリンクさせることにより、「ISO・JISQ」の運用が当社の事業環境におけるリスクと機会の把握に基づく事業推進に繋がる取り組みを進めており、各事業本部の目標へと落とし込まれております。

情報セキュリティと個人情報保護においては、情報セキュリティールールの設定およびファイアーウォール、ネットワーク監視ツール、メール誤送信防止ツール、セキュリティソフト等のシステムの導入の他、社内ネットワーク環境の更新による利便性向上とセキュリティ強化により情報セキュリティ基盤の充実を図るとともに、社員（協力会社社員を含む）の情報セキュリティに対するリテラシーと危機意識を高めるための全社員向け情報セキュリティールールに関するテストをはじめ、各部門での毎月のルール順守状況のチェック、情報機器の紛失やメール誤送信等の事件・事故発生時の是正処置による改善、取締役社長によるマネジメントレビューを通じた各部門の取り組み状況の把握と更なるレベルアップに向けた指導等を継続的に進めております。その結果、当事業年度においても重大な損失に繋がる事件・事故の発生はありませんでした。

また、当社オリジナルサービスとなる、ビジネスアプリプラットフォーム『Canbus. \キャンバスドット※3』を活用し情報の一元化によるIT経営を推し進めることにより、品質向上、損失の危険の管理に関する取り組みを強化しており、稼働時間管理の徹底や不採算案件の発生防止となり結果が表れてきております。

※3『Canbus. \キャンバスドット』の活用により、売上管理、稼働管理等の数値管理および顧客管理、開発者のスキル管理等リアルタイムな情報の見える化を図っております。

なお、プロジェクトごとのリスクについては、内部監査室が事業部によるリスク管理の状況を毎月監査し、代表取締役および監査役へ報告しております。当社グループ全体のリスクについては、網羅的・統括的に管理本部において管理しており、大規模地震等の不測の事態の発生時においても当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画（BCP）」を策定し役職員に周知しております。

我が国の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）を始め、長期的な視点に立つ世界の機関投資家の間で、企業を評価する指標として「ESG（環境、社会、ガバナンス）」等の非財務情報が近年、益々重視される中、当社グループのサステナビリティ推進に向けた取組みをお知らせするため、ホームページに専用ページ（<https://www.systema.co.jp/sustainability/>）を設けて適宜更新しております。

③取締役の職務執行および子会社の経営管理について

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」等の諸規程において、責任者およびその責任の明確化ならびに執行手続の詳細について定め、取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を構築し運用しております。取締役に独立社外取締役を全取締役10名中4名（3分の1）選任しているほか、指名・報酬委員会を設置したことに加え、サステナビリティについて基本的な方針を策定し、取組みを開示するなど、プライム市場上場企業としてコーポレートガバナンスコードの2021年6月改訂への対応を行い、監督機能の向上に努めております。また、会社運営等重要な方針ならびに重要な業務執行に関する取締役会の意思決定の諮問機関として、取締役、執行役員および部門長を構成員とする経営会議が毎月開催され、月次業績のレビューを行い活発な質疑応答および課題検討がなされております。各事業本部では、プロジェクトを効率的に管理運営するた

め事業推進会議等が担当の役員により定期的に開催されております。

子会社についても当社に準拠した体制を構築させており、取締役または監査役を当社から派遣し、当社の品質で適切に管理を行えるよう努めており、責務についても「関係会社管理規程」を定め明確にしております。子会社の月次業績、財務状況、その他の重要な情報については、当社の経営会議の場で子会社の代表取締役から報告を受け、当社同様にレビューを行っております。

内部監査室では、「財務報告に係る内部統制の有効性」について影響を及ぼす子会社の監査や各種会議等への出席を適宜行い、システナ基準での評価を継続的に行うとともに代表取締役、監査役、監査法人へ適宜適切に報告し情報共有に努めております。

④監査役について

監査役は、取締役会への出席および常勤監査役による経営会議への出席を通じて発言または状況把握の機会があり、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、監査役は経営管理室所属の従業員に職務に必要な補助を求めることができ、職務の実行についての環境整備が図られております。なお、当社グループの「内部通報制度運用規程」に基づき、当社グループの役職員が直接監査役へ通報を行うことができ、当該通報をしたことによる不当な扱いを禁止しております。監査役は、代表取締役、監査法人、内部監査人と随時情報の共有を行い、効果的な監査業務の遂行に努めております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	1, 513	6, 023	35, 440	△5, 022	37, 955
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4, 103		△4, 103
親会社株主に帰属する当期純利益			8, 480		8, 480
自己株式の取得				△9, 889	△9, 889
自己株式の処分				6	6
自己株式の消却		△3, 805		3, 805	－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△29			△29
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△3, 835	4, 376	△6, 077	△5, 535
2025年3月31日残高	1, 513	2, 188	39, 817	△11, 099	32, 419

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
2024年4月1日残高	17	125	143	501	38, 601
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△4, 103
親会社株主に帰属する当期純利益					8, 480
自己株式の取得					△9, 889
自己株式の処分					6
自己株式の消却					－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△29
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△90	△7	△98	△16	△115
連結会計年度中の変動額合計	△90	△7	△98	△16	△5, 651
2025年3月31日残高	△72	117	45	485	32, 950

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- イ. 連結子会社の数 9 社
- ロ. 連結子会社の名称
 - 株式会社ProVision
 - 東京都ビジネスサービス株式会社
 - 株式会社GaYa
 - 株式会社IDY
 - 株式会社ティービーエスオペレーション
 - Systema America Inc.
 - Systema Vietnam Co., Ltd.
 - 株式会社ミンガル
 - 他 1 社

当連結会計年度において、Systema (THAILAND) Co., Ltd. は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- イ. 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 3 社
- ロ. 主要な会社等の名称
 - HISホールディングス株式会社
 - StrongKey, Inc.
 - ONE Tech, Inc.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は 3 社（HISホールディングス㈱、StrongKey, Inc.、ONE Tech, Inc.）であります。HISホールディングス㈱の決算日は 8 月 31 日であり、連結計算書類の作成にあたっては 2 月 28 日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。また、StrongKey, Inc. の決算日は 6 月 30 日、ONE Tech, Inc. の決算日は 12 月 31 日であり、連結計算書類の作成にあたっては連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

④ のれん相当額の処理

米国関連会社において持分法適用の結果生じたのれん相当額については、10 年以内の定額法により償却を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

- ・商 品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

ハ. 長期前払費用

均等償却

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における取締役及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ソフトウェア・システム開発およびITサービス

ソリューションデザイン事業・次世代モビリティ事業・フレームワークデザイン事業・ビジネスソリューション事業・その他事業においては、主にソフトウェア・システム開発の企画・設計・開発・検証支援を行っております。

IT&DXサービス事業においては、主にシステムやネットワークの運用・保守・監視やヘルプデスクなどITアウトソーシングサービス提供を行っております。

当該事業における契約については請負契約又は準委任契約による取引があり、契約に応じて次のように履行義務を認識しております。

請負契約による取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

なお、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

ロ. 商品の販売

ビジネスソリューション事業においては、主にサーバー、パソコン、周辺機器、ソフトウェアなどIT関連商品の企業向け販売を行っております。このような商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

ハ. ライセンスの販売

ビジネスソリューション事業・DX&ストック型ビジネス事業においては、主に自社サービス「Canbus. \キャンバスドット」、「Cloudstep」、「Web Shelter」のライセンス販売や「Google Workspace」、「Microsoft 365」などクラウド型サービスのライセンス販売を行っております。自社サービスのライセンス販売については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約に定める許諾期間に亘って収益を認識しております。また、その他のライセンス販売については、ライセンスが顧客に供与される時点において収益を認識しております。

なお、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。これによる前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

進捗度に応じた収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高（未完成部分）727百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

ソフトウェア・システム開発およびITサービスにおける一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係

る進捗度の見積りの方法は、プロジェクト原価総額（総工数）に対する発生原価（工数）の割合（インプット法）で算出しております。

② 主要な仮定

測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識した売上高の計上は、プロジェクト原価総額（総工数）の見積りにより、収益及び損益の額に影響を与えます。プロジェクト原価総額（総工数）の見積りは当初は実行予算によって行っております。実行予算作成時には、作成時点で入手可能な情報に基づき、仕様や作業内容の仮定を設定し、開発計画の完了に必要な各工程の原価（工数）を詳細に見積ることによって、プロジェクト原価総額（総工数）を見積ります。開発着手後は、プロジェクトごとに、実際の発生原価を管理し、追加開発を含め、状況の変化による作業内容の変更について、適時・適切にプロジェクト原価総額（総工数）の見直しを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

プロジェクト原価総額の見積りに用いられる仮定は想定していなかった原価（工数）の発生等により、工事進捗度が変動した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において売上高及び売上原価が変動する可能性があります。

4. 追加情報

（株式報酬制度）

当社は、当社取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（以下、総称して「取締役等」という。）を対象とする株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出した金銭を原資として信託が取得した当社株式を、当社が制定する株式交付規程に基づき付与されるポイント数に応じ、取締役等に交付する株式報酬制度であります。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末699百万円、1,552,600株であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,704百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	450,880,000株	一株	25,000,000株	425,880,000株

（注）発行済株式の普通株式の当連結会計年度減少株式数25,000,000株は、自己株式の消却による減少であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	63,439,188株	30,000,075株	25,015,100株	68,424,163株

（注）1. 自己株式の普通株式の当連結会計年度増加株式数30,000,075株は、取締役会決議に基づく自己株式の市場買付によるもの30,000,000株および単元未満株式の買取りによるもの75株であります。

2. 自己株式の普通株式の当連結会計年度減少株式数25,015,100株は、自己株式の消却によるもの25,000,000株および取締役向け株式報酬制度及び執行役員向け株式報酬制度により信託から対象者へ交付されたもの15,100株であります。

3. 自己株式の普通株式の当連結会計年度末株式数68,424,163株には、「取締役向け株式交付信託」及び「執行役員向け株

式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式1,552,600株が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年5月17日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,945百万円
・1株当たり配当額	5.0円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月7日

(注) 配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託」及び「執行役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

ロ. 2024年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,158百万円
・1株当たり配当額	6.0円
・基準日	2024年9月30日
・効力発生日	2024年12月3日

(注) 配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託」及び「執行役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年5月16日開催予定の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,154百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	6.0円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月6日

(注) 配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託」及び「執行役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要性に応じて短期的な運転資金や設備資金などを銀行借入れにより調達しております。デリバティブは、取引について定めた社内管理規程に従って厳格に運営し、基本的にリスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に基づき、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直し等を実施しております。連結子会社においても当社に準じて同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び設備投資資金に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、借入期間を短期間とすることにより、金利変動に機動的な対応をできるようにしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
有価証券及び投資有価証券			
(1) 売買目的有価証券	833	833	—
(2) その他有価証券	1,437	1,437	—
資産計	2,271	2,271	—

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金及び未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	584

3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は1,270百万円であります。

4. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形	774	—	—	—
売掛金	17,031	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ．時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
売買目的有価証券				
株式	346	—	—	346
その他	487	—	—	487
その他有価証券				
株式	1,437	—	—	1,437
資産計	2,271	—	—	2,271

ロ．時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

8．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							合計
	ソリューション デザイン事業	次世代 モビリティ事業	フレームワーク デザイン事業	IT&DXサービス 事業	ビジネスソリュ ーション事業	DX&ストック型 ビジネス事業	その他	
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	17,557	5,045	8,482	19,436	1,232	926	238	52,920
一時点で移転される財又 はサービス	—	—	—	—	28,473	1,799	428	30,700
顧客との契約から生じる 収益	17,557	5,045	8,482	19,436	29,705	2,725	667	83,621
外部顧客への売上高	17,557	5,045	8,482	19,436	29,705	2,725	667	83,621

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

1. 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約資産(期首残高)	557
契約資産(期末残高)	799
契約負債(期首残高)	59
契約負債(期末残高)	191

契約資産は、契約について期末日時点で履行義務を充足しておりますが、未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、顧客の発注に基づいた契約代金の前払金及び継続発注に伴う仮払金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 90円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円17銭 |

(注) 当社は株式報酬制度を導入しており、普通株式の期中平均株式数を算出する上で、自己株式数に、「取締役向け株式交付信託」及び「執行役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式を含めております。

なお、当連結会計年度の期末自己株式数に含まれる当該信託が保有する自己株式の期末自己株式数は1,552,600株であり、期中平均株式数の計算において控除した当該信託が保有する自己株式の期中平均株式数は1,559,770株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
2024年4月1日残高	1,513	1,428	4,623	6,051	0	31,913	31,913
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△4,103	△4,103
当期純利益						8,100	8,100
自己株式の取得							
自己株式の処分							
自己株式の消却			△3,805	△3,805			
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	△3,805	△3,805	－	3,996	3,996
2025年3月31日残高	1,513	1,428	817	2,246	0	35,909	35,910

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2024年4月1日残高	△5,022	34,456	17	34,474
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△4,103		△4,103
当期純利益		8,100		8,100
自己株式の取得	△9,889	△9,889		△9,889
自己株式の処分	6	6		6
自己株式の消却	3,805	－		－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△90	△90
事業年度中の変動額合計	△6,077	△5,886	△90	△5,977
2025年3月31日残高	△11,099	28,570	△72	28,497

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

② 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

④ 棚卸資産

商 品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における取締役及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ソフトウェア・システム開発およびITサービス

ソリューションデザイン事業・次世代モビリティ事業・フレームワークデザイン事業・ビジネスソリューション事業においては、主にソフトウェア・システム開発の企画・設計・開発・検証支援を行っております。

IT&DXサービス事業においては、主にシステムやネットワークの運用・保守・監視やヘルプデスクなどITアウトソーシング

サービス提供を行っております。

当該事業における契約については請負契約又は準委任契約による取引があり、契約に応じて次のように履行義務を認識しております。

請負契約による取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

なお、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

ロ. 商品の販売

ビジネスソリューション事業においては、主にサーバー、パソコン、周辺機器、ソフトウェアなどIT関連商品の企業向け販売を行っております。このような商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

ハ. ライセンスの販売

ビジネスソリューション事業・DX&ストック型ビジネス事業においては、主に自社サービス「Canbus. \キャンバスドット」、 「Cloudstep」、 「Web Shelter」 のライセンス販売や「Google Workspace」、 「Microsoft 365」 などクラウド型サービスのライセンス販売を行っております。自社サービスのライセンス販売については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約に定める許諾期間に亘って収益を認識しております。また、その他のライセンス販売については、ライセンスが顧客に供与される時点において収益を認識しております。

なお、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 進捗度に応じた収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高（未完成部分）680百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結計算書類 連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記(1) 進捗度に応じた収益認識 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 の内容と同一であります。

4. 追加情報

(株式報酬制度)

当社は、当社取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（以下、総称して「取締役等」という。）を対象とする株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出した金銭を原資として信託が取得した当社株式を、当社が制定する株式交付規程に基づき付与されるポイント数に応じ、取締役等に交付する株式報酬制度であります。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末699百万円、1,552,600株であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,090百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	62百万円
② 長期金銭債権	370百万円
③ 短期金銭債務	115百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
① 営業収益	99百万円
② 営業費用	544百万円
③ 営業外収益	10百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	63,439,188株	30,000,075株	25,015,100株	68,424,163株

- (注) 1. 自己株式の普通株式の当事業年度増加株式数30,000,075株は、取締役会決議に基づく自己株式の市場買付によるもの30,000,000株および単元未満株式の買取りによるもの75株であります。
2. 自己株式の普通株式の当事業年度減少株式数25,015,100株は、自己株式の消却によるもの25,000,000株および取締役向け株式報酬制度及び執行役員向け株式報酬制度により信託から対象者へ交付されたもの15,100株であります。
3. 自己株式の普通株式の当事業年度末株式数68,424,163株には、「取締役向け株式交付信託」及び「執行役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式1,552,600株が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	125百万円
未払事業所税	16百万円
賞与引当金	528百万円
貸倒引当金	62百万円
株式報酬引当金	53百万円
関係会社株式評価損	865百万円
会員権評価損	25百万円
その他有価証券評価差額金	33百万円
その他	43百万円
繰延税金資産小計	1,754百万円
評価性引当額	△865百万円
繰延税金資産合計	888百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
賃上げ促進税制税額控除	△2.6%
評価性引当金の増減	0.2%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.6%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（第12条関係）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、当社において、2026年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更されます。なお、変更後の法定実効税率を当事業年度に適用した場合の計算書類に与える影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。
- (3) 子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 79円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 22円13銭 |

(注) 当社は株式報酬制度を導入しており、普通株式の期中平均株式数を算出する上で、自己株式数に、「取締役向け株式交付信託」及び「執行役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式を含めております。

なお、当事業年度の期末自己株式数に含まれる当該信託が保有する自己株式の期末自己株式数は1,552,600株であり、期中平均株式数の計算において控除した当該信託が保有する自己株式の期中平均株式数は1,559,770株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。